

指名停止措置の概要

1. 経過等

本市の「入札参加資格有資格者名簿」登載業者である(株)大林組は、共同企業体の代表構成員として施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか」において、令和6年10月4日に発生した工事関係者事故に関し、所轄の鯉沢労働基準監督署の調査に際し、虚偽の陳述を行ったとされ、令和7年12月に書類送検された。

その後、当該業者及びその従業員は労働安全衛生法違反により、令和8年3月24日付けで、鯉沢簡易裁判所からそれぞれ罰金20万円の略式命令を受けた。

2. 指名停止措置の対象者及び指名停止期間

(1) 対象者

商号：株式会社 大林組
代表者：取締役社長 佐藤 俊美
所在地：東京都港区港南二丁目15-2

(2) 指名停止期間

令和8年5月21日～令和8年6月20日(1か月)

3. 指名停止措置理由

1. の事実は「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」別表第2第18号の措置要件に該当する。

「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」(抜粋)

・別表第2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 18 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負(委託)契約の相手方として不相当であると認められたとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内